

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第54号
件名	緑化に関して高い目標と厳しい基準を設け、特にみどり豊かな住宅地における緑化対策を強化して子育て環境を向上することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを進め、子どもが「知・徳・体」のバランスの取れた力を育成するためにも、みどり多い環境が極めて重要であることは言うまでもありません。また、文京区が都心部にありながらも住宅地としての高い価値を持ち続け、文京区を「誰もが住み続けたい」「誰もが住みたくなる」快適で魅力的なまち、子育てに優しいまちにしていくためには、他の自治体よりも高い目標と厳しい基準を設けて、みどりの保全・創出・育成にバランス良く取り組んでいかなければならないことも論を待ちません。

しかし、みどりの豊かさを実感する度合いの指標となる「緑視率」(※1)は平成16年の16.0%から平成24年には14.7%に下がり、平成30年には14.2%とさらに低下するなど減少に歯止めがかかっていません(※2)。また、接道緑化延長と接道緑化率は平成16年度から平成24年度にかけては増加・上昇したものの、平成24年度から平成30年度にかけては横ばいとなり、増加・上昇はストップしました(※3)。

そこで都内23区の先行・先進事例を参考に、子育てに優しい住環境づくり、子どもの育成に資する緑化に関して高い目標を設け、特にみどり豊かな住宅地における緑化対策を強化するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に以下の請願を致します。

請願事項

- 1 子どもたちがもっと身近なみどりを実感できるよう、みどりが実感できるかどうかの指標となる「緑視率」を「緑化の目標」として加え、「緑視率」の低下に歯止めをかける効果的かつ具体的な対策を検討してください。
- 2 接道緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則別表第二(第七条関係)の六において、「接道部の緑化を優先して行うものとする」と単に言葉で促すだけでなく、子供たちがさらに多くのみどりに包まれて育つよう、特に住宅地においては「接道部の緑化基準」を設けるなど接道緑化にこれまで以上に重点的に取り組んでください。
- 3 「緑化計画書」提出の対象となる200㎡以上の民間施設の敷地が細分化されて複数の200㎡未満の敷地に分筆されてしまう場合でも、極端に狭い宅地を除き、分筆後の広さに応じて緑化を促し、分筆前の全体としての緑化基準が維持されるような新たな仕組みを検討してください。
- 4 世田谷区や杉並区の事例などを参考に、文京区に於いても「緑化計画書」一本槍ではなく、民間施設に於いて200㎡未満の敷地面積で建築計画を行う場合には「緑化計画概要書」(仮称)のようなものを提出する仕組みを整えてください。

※1 緑被率が視野外も含めた平面的な緑の量を測る尺度であるのに対し、緑視率では立面的に視野内に占める緑の量を対象とする。緑視率は緑の豊かさを実感する度合いを測るための指標といえる(第8次文京区緑地実態調査報告書から)

※2 「文京区みどりの基本計画」(素案)では「緑視率は減少傾向にあり、小規模住宅密集地で緑視率が低くなっています」と記載されています。

※3 「文京区みどりの基本計画」(素案)では「特に宅地内のみどりを増加させていくことで目に見えるみどりを生み出して必要があります」「個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります」と記載されています。